

令和7年度事業計画

I 事業方針

当法人は、建設事業における材料試験の調査研究、建設発生土の再利用促進、建設副産物に関する有効利用等の調査、建設技術者の資質向上を図るための各種研修会の実施等を通して、公共事業を始めとした建設工事等の品質確保に寄与し、良質な社会資本整備の推進に資する役割を果たしている。

令和7年度においても、一般財団法人への移行に伴う公益目的支出計画に沿った公益事業を継続的に実施し、これまで培った技術力を活かし計画的かつ有効な事業運営を確実に実施するとともに、業務の効率化により収益性を高め、財務の健全性を維持していく。

具体的な取り組みとして、公益事業である「実施事業（研修・広報事業）」では、建設材料の品質管理試験に係る研修及び建設技術講演会の開催、研修施設の提供等を確実に実施する。

また、収益事業である「その他の事業」の試験・調査事業では、顧客からの信頼性をより高めるため、ISO17025認定試験機関として、正確・公正・中立性を遵守したサービスを提供し、さらに公共事業における建設材料の品質向上や技術基準の課題についても施策に反映できるような調査研究を実施する。

もう一つの「その他の事業」の建設副産物リサイクル事業では、新規ストックヤードの設置に向けた情報収集を進めるとともに、既存のストックヤードの効率的な管理運営を行うことにより公共事業の円滑な推進に寄与し、公共事業における建設発生土の有効利用と適正処理による循環型社会の構築に資するよう努めていく。

II 事業内容

1 実施事業（研修・広報事業）

建設工事に係る技術者の資質向上及び良質な公共事業の推進に資するため、各種研修会、調査・研究等を実施する。

(1) 建設材料の品質管理試験実務研修

県及び市町村の工事担当職員、県土木部指定工場の品質管理担当者等を対象に品質管理試験実務研修を実施する。

(2) 建設技術講演会

行政機関職員、建設関連団体職員、一般県民等を対象に、（公社）土木学会関東支部茨城会との共催により、最新の建設技術を始め建設分野に関連する様々な取り組みなどをテーマとした講演会を開催する。

(3) 研修支援

県、市町村及び建設業関連団体が開催する品質管理研修会等へ職員を講師として派遣する。

(4) 実物大構造物モデルを用いた実務研修

県土木部及び農林水産部、建設業及び建設コンサルタント業の若手技術者を対象に、土木構造物の配筋、コンクリート打設等の施工不良を再現した実物大構造物モデルを用いて、土木コンクリート構造物の設計・施工の基礎を学ぶことができる研修を開催する。

(5) 茨城県建設技術研修センターの運営

県、建設関連団体等が開催する各種研修会や講演会などの会場として当該施設の貸し出しを行うとともに、利用者及び聴講者が快適かつ安全に利用できるよう適切な施設管理を実施する。

(6) 試験年報の発行

当法人が受託した建設材料試験の結果を統計的に整理した年報を作成し、県、市町村、建設関連団体等へ配布するとともに、ホームページへ掲載することにより情報提供を行う。

(7) 茨城県建設発生土情報検索システムの運用

工事間流用の調整等により有効利用を促進するため、県内の公共工事担当者が建設発生土の流用や調達先を検索することができる検索システムを運用する。さらに、国土交通省が実施する公共工事土量調査に情報提供を行う。

また、再生砕石の有効活用を目的とした「茨城県再生砕石需給調査システム」を運用する。

(8) 茨城県リサイクル建設資材評価認定資材の審査と情報提供

県では、循環型社会の構築を目指し、品質、性能、環境に対する安全性等の基準を定め基準に適合するリサイクル建設資材を認定し、県の公共工事で率先して利用する制度を運用しており、現在、再生加熱アスファルト混合物、再生路盤材、再生コンクリート二次製品等、11品目154資材を認定している。

当法人においては、認定申請の受付と事前審査を行うとともに、リサイクル建設認定資材の利用促進を図るため、茨城県新技術(I T ' S)の技術発表会に併せて発表会等を開催する。

(9) 建設フェスタへの支援

次世代を担う子供とその保護者に向けて「生活・社会基盤の整備を担う建設産業の魅力」を「楽しく・正しく」理解してもらうことを目的として開催する「建設フェスタ」において、実行委員として企画運営を支援するとともに、当法人のPRのため同フェスタに参加する。

(10) 茨城県新技術「IT'S」の展示及び技術発表会の開催

県では、民間等の新技術等開発力の増進に寄与するとともに、県土木部が発注する公共事業において新技術、新工法及び新製品を導入しやすい環境づくりを目指すため、茨城県新技術情報提供データベース（IT'S）を運用し、現在43の新技術を掲載している。

当法人では、同データベースに掲載された新技術の利用促進を図るため、茨城県建設技術研修センター内において常設展示場（12ブース）を運営するとともに、行政機関職員及び建設技術者を対象に新技術の特徴及び有用性を開発者又は営業担当者がPRする場として、県土木部検査指導課との共催により技術発表会を開催する。

(11) 茨城県土木技術発表会の開催

県、市町村職員等の技術力向上、業務に関する創意工夫、新技術の利用促進等を目的として、県土木部技術研究連絡協議会が主催する本発表会の運営を支援する。

(12) 調査研究の実施

建設材料の品質向上に資する調査を実施し、今後の品質管理、材料選定等に反映できる資料を県、市町村等に提供する。

令和7年度は次の2項目について調査する予定である。

① アスファルト再生骨材の品質性状調査

舗装再生便覧（R6年版）により圧裂試験が改訂されたことに伴い、その品質評価は「針入度」から「圧裂係数」へ移行することが予想されるが、工場においては依然として針入度による管理が行われている。

このことから、工場の品質管理への圧裂試験の導入に役立つよう、多くの資材を対象として圧裂試験を実施し、試験に関する知見を深め、試験方法における注意点や再生骨材の管理基準などを資料として取りまとめる。

（令和7～9年度調査）

② 再生コンクリート資材の再資源化拡充に関する調査

コンクリート塊は再生砕石以外での有効利用が進んでいないことから、再利用を拡大させるため、砂の代替品として路床入替やその他建設資材への利用ができるように再生砂の物理的性状を調査する。

（令和7～8年度調査）

2 その他の事業（試験調査事業、建設副産物リサイクル事業）

【試験調査事業】

建設工事の適正な品質管理を図るため、建設資材の材料試験や調査を実施する。

（1）建設工事事業に係る材料試験及び原位置試験の実施

公共工事等の品質確保及び建設技術水準の向上に寄与するため、建設工事に係る各種試験を実施する。

なお、県西部地区においては試験利用者の利便を図るため、試験に供する建設資材の収集運搬を行う。

（2）茨城県からの受託業務の実施

建設資材指定工場調査

県では、土木部が定めた指定工場基準に適合し、主要資材を納入することができる工場を指定工場として承認しており、現在、砕石、コンクリート再生砕石、生コンクリート、アスファルト合材及びコンクリート製品の5資材159工場が指定承認されている。

当法人では、県からの業務を受託することにより、指定資材に関わる製造設備や製品の品質管理状況の確認のため、立入調査を実施する。

（3）ISO17025マネジメントシステムの維持

ISO17025の認定を受けた鋼材引張試験、コンクリート圧縮・曲げ試験及び骨材試験に関するマネジメントシステムを同規格に従って維持する。

（4）広報活動と情報収集

当法人は、多種多様な建設材料試験が実施可能であることや国際的に通用するISO17025認定試験所であることなどについて広報活動を積極的に行うとともに、技術力の維持・向上のための情報収集を実施する。

（5）地方公共団体等建設技術試験研究機関連絡協議会（建試協）会員活動

技術力の向上を図るため、県とともに協議会の会員として参加し、材料試験や試験技術についての情報交換を実施する。

【建設副産物リサイクル事業】

公共事業等における建設発生土の有効利用を促進するため、発生土・不足土等に係る工事情報の収集と調整を行うとともに、ストックヤードの運営及び管理を行う。

(1) 建設発生土に関する情報の収集と提供

工事発注機関から発生土及び不足土に係る情報を収集し、建設発生土の利用調整を行う。

また、当法人のストックヤードが国に登録されていることにより「元請業者の負担軽減」等の有用性があることについて、工事発注機関及び工事受注者等に対して情報発信を行い、営業力強化を図る。

さらに、県土木部が開催する茨城県建設副産物リサイクル推進協議会等の会議に参加し、建設発生土の有効利用促進に係る取り組みやストックヤード状況について情報発信を行う。

(2) スtockヤードの運営

ストックヤードの利用促進を図るため、県内外発注機関への営業を強化し、計画的な土砂集積と受入容量の確保に努め、県内大規模不足土事業への堆積土砂搬出を促進する。

また、ストックヤードの適正配置による効率的な事業運営を進めるため、各事業者と調整し、新規ストックヤード開設に向けた取り組みを積極的に進める。

(3) スtockヤードの管理

宅地造成及び特定盛土等規制法の施行により、災害防止の対策として、茨城県においても令和7年4月から規制区域が設けられ、区域内における盛土等について規制が強化される。

当法人においても、ストックヤードの土砂堆積について、引き続き災害や周辺環境に留意し、安全な管理に努めるとともに、同法で定める一時堆積土砂の管理を適切に行う。

(4) 民間事業への土砂活用

茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の改正に伴い、国登録ストックヤードに堆積された土砂等については、区分管理規制の適用除外となることから、「民間事業とのマッチング」について段階的に拡大できるよう取り組んでいく。

令和7年度 予算書(正味財産増減計算書内訳表)

(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)

(単位:円)

科 目	実施事業等会計	その他会計			法人会計	合計
		試験調査事業 (本所)+(支所)	建設副産物 リサイクル事業	小計		
I 一般正味財産増減の部						
1 経常増減の部						
(1) 経常収益						
ア 特定資産運用益	0	0	0	0	2,941,000	2,941,000
イ 事業収益	11,100,000	406,610,000	402,375,000	808,985,000	0	820,085,000
① 試験手数料収益	0	391,000,000	0	391,000,000	0	391,000,000
② 施設利用料収益	0	0	402,375,000	402,375,000	0	402,375,000
③ 会場使用料収益	11,100,000	0	0	0	0	11,100,000
④ R認定試験手数料	0	2,110,000	0	2,110,000	0	2,110,000
⑤ 工場調査手数料収益	0	13,500,000	0	13,500,000	0	13,500,000
ウ その他の収入	1,426,000	830,000	140,000	970,000	456,000	2,852,000
① 受取利息	70,000	280,000	140,000	420,000	210,000	700,000
② IT's展示料	121,000	0	0	0	0	121,000
③ R資材申請手数料	224,000	0	0	0	0	224,000
④ 雑収益	1,011,000	550,000	0	550,000	246,000	1,807,000
経常収益計	12,526,000	407,440,000	402,515,000	809,955,000	3,397,000	825,878,000
(2) 経常費用						
① 事業費	88,401,000	305,435,000	395,292,000	700,727,000	0	789,128,000
② 管理費	0	0	0	0	23,250,000	23,250,000
経常費用計	88,401,000	305,435,000	395,292,000	700,727,000	23,250,000	812,378,000
評価損益等調整前当期経常増減額	▲ 75,875,000	102,005,000	7,223,000	109,228,000	▲ 19,853,000	13,500,000
特定資産評価損益等	0	0	0	0	0	0
評価損益等計	▲ 75,875,000	102,005,000	7,223,000	109,228,000	▲ 19,853,000	13,500,000
当期経常増減額	▲ 75,875,000	102,005,000	7,223,000	109,228,000	▲ 19,853,000	13,500,000
2 経常外増減の部						
(1) 経常外収益						
① 固定資産売却益	0	0	0	0	0	0
② 退職給付引当戻益	0	0	0	0	0	0
経常外収益計	0	0	0	0	0	0
(2) 経常外費用						
① 固定資産廃棄損	2,821,000	0	1,693,000	1,693,000	0	4,514,000
建物付属設備	2,821,000	0	0	0	0	2,821,000
ストックヤード	0	0	1,693,000	1,693,000	0	1,693,000
経常外費用計	2,821,000	0	1,693,000	1,693,000	0	4,514,000
当期経常外増減額	▲ 2,821,000	0	▲ 1,693,000	▲ 1,693,000	0	▲ 4,514,000
他会計振替前当期一般正味財産増減額	▲ 78,696,000	102,005,000	5,530,000	107,535,000	▲ 19,853,000	8,986,000
税引前当期一般正味財産増減額	▲ 78,696,000	102,005,000	5,530,000	107,535,000	▲ 19,853,000	8,986,000
法人税、住民税及び事業税	0	125,000	7,000	132,000	0	132,000
当期一般正味財産増減額	▲ 78,696,000	101,880,000	5,523,000	107,403,000	▲ 19,853,000	8,854,000
一般正味財産期首残高						2,201,088,555
一般正味財産期末残高						2,209,942,555
II 指定正味財産増減の部						
当期指定正味財産増減額						0
指定正味財産期首残高						28,000,000
指定正味財産期末残高						28,000,000
III 正味財産期末残高						2,237,942,555